

## 第9回三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会

1 日時 令和4年9月1日(木) 13:30~14:40

2 場所 三豊市危機管理センター 2階 202会議室

### 3 出席者

(出席委員 12名)

- ・(1) 学識経験を有するもの A
- ・(1) 学識経験を有するもの B
- ・(2) 自治連合会の代表
- ・(3) 公共的団体の代表
- ・(4) 市立こども園長の代表
- ・(5) 市立幼稚園長の代表
- ・(6) 市立小学校校長の代表
- ・(7) 市立中校長の代表
- ・(9) 市立幼稚園PTA役員の代表
- ・(10) 市立小学校PTA役員の代表
- ・(12) 地区公民館長の代表
- ・(13) 公募による者A

(事務局 4名)

- ・十鳥 武志 教育総務課課長
- ・森 正憲 教育総務課課長補佐
- ・成行 秀紀 教育総務課課長補佐
- ・林 和樹 教育総務課副主任

### 4 欠席委員(3名)

- ・(8) 市立保育所の保護者の代表
- ・(11) 市立中学校PTA役員の代表
- ・(13) 公募による者B

## 5 議事等

- 会議の公開について
- 令和3年度三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会について
- 答申の検討内容（三豊市立学校適正規模・適正配置）について
- 次回の検討委員会日程について

## 6 配付資料

冊 子：第9回会議資料

## 7 会議録署名委員

- ・(2) 自治連合会の代表
- ・(4) 市立こども園長の代表

事務局

開会の前ではございますが、本日の会議資料の確認をお願いいたします。

開催次第のほか委員の皆様へ事前配布させていただいた昨年度の第1回～第8回を取りまとめた資料と、第9回の資料となっています。不足資料等がありましたら、お申出いただけたらと思います。それでは定刻が参りましたので、ただ今から、「第9回三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会)」を開催いたします。

皆さんご承知おきのこととは存じますが、本委員会につきましては、「三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例」に基づき令和3年7月に設置し、三豊市教育委員会の諮問に応じ、学校の適正規模・適正配置と児童及び生徒の教育環境や施設並びに修学前教育・保育環境に関する事について令和3年度は8回の会を開催し、令和4年度に継続審議となりました。

今年度初めての会となりますが、継続となったことから第9回の会となりますので皆さんよろしくをお願いいたします。

まず、開会に当たりまして、本検討委員会委員長であります委員長よりご挨拶いただきます。

委員長

皆さま本日もお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。今日の会議も、どうぞ忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

次に、新委員への委嘱状についてですが、継続事業となったことから新委員さんへの委嘱日を令和4年7月29日として事前に配布させていただきました。また、委員の委嘱期間については、第1回資料1ページの三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例第6条に記載しているとおり、委員の任期は、諮問事項について、教育委員会に答申した日までとするとなっていることから、今年度の答申終了までとなりますので委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。それでは、次第3の出席委員及び事務局の紹介に移ります。(省略)

欠席委員3名ですが、市立保育所の保護者の代表と市立中学校PTA役員の代表は新委員となり、公募委員は継続委員となります。本日の出席委員ですが、全委員15名中12名のご出席をいただいております。また、「三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例」第5条第2項の規定により、出席委員が過半数を超えておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

委員長

それでは議題に入ります。「三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例」第4条第2項により、委員長が検討委員会を代表し会務を総理するとあり、同第5条の検討委員会の会議は、委員長が招集し、議長となりますので、委員長、会議の議長をよろしく願います。

昨年度から本検討委員会の委員長を務めさせていただいております。本検討委員会は継続審議として、本日は第9回となっておりますが、本年度1回目となりますので、委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

また、昨年度は月1回開催し、延べ8回開催しておりますが、会は1時間程度を想定しています。また、本日、限られた時間となりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは次第に沿って進行させていただきますが、議題に入る前に議事録署名人を選出させていただきます。

私の方で指名させていただきますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

各委員  
委員長

はい。

それでは今回は(2)委員さんと(4)委員さんをお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移ります。(1)会議の公開について事務局より説明をお願いします。

事務局

新委員を含め委員の皆様へは、第1回から第8回の資料を配布させていただいき、第9回の資料についても昨日ではありましたが、配布させていただきました。

会議の公開についてですが、本検討委員会は、1ページにある、三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例により設置し、第5条会議の第4項にあるように、会議は原則として公開するとしております。また、3ページの三豊市附属機関等の会議の公開に関する指針の第3条にありますように、附属機関等の会議は原則として、公開するものと記載しています。

この検討委員会も同指針第2条附属機関等の定義にあるように条例により諮問又は調査のために設置される合議制の期間であり、その担任する事務について調定、審査、審議、調査等を行うために設置された機関となります。

4ページの同指針第10条、11条では、附属機関等の会議については、議事録又は会議録を作成し、公表するものとあり、会議の内

容については、要約したものを今までも公表させていただいております。

前のページの3ページにある、同指針第5条第1項第1号の規定にありますように、三豊市情報公開条例第7条第1項第1号及び第2号の規定にある、情報公開条例第7条の(1)個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとありますが、委員名簿については、公表しておらず、答申後に委員名簿を公表することとしております。よって令和3年度から令和4年度に継続審議としたことから、答申後に令和3年度委員名簿と令和4年度委員名簿を公表させていただきたいと考えています。

次に今回のこれからの審議についてですが、3ページの三豊市付属機関等の会議の公開に関する指針第5条の非公開とすることが出来る会議として、会議に諮り、審議などの内容が(1)の三豊市情報公開条例第7条各号の規定に該当する情報が含まれている事項について、審議等を行う会議を開催する場合とありますが、12ページをお願いします。

三豊市情報公開条例第7条非公開情報(3)の市の機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意見決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるものとあります。

本検討委員会で将来推計データを基に分かり易くするために、何年後にどのようになるか表などを用いて資料を作成したのもありますが、昨年度の会で使用した資料をそのまま公表したことにより、小学校中学校の枠組みなど独り歩きし、市民に混乱を生じさせた部分もございます。

本検討委員会では教育委員会からの諮問に答える為に検討協議していただいておりますが、統合する学校を決めるわけではありません。前回の答申の検証や、小中学校の適正規模や適正配置に関しての新たな物差しとしての答申をいただき、その後、教育委員会が答申を基に統合枠など新たな基本方針を策定することとなります。

しかしながら協議するうえでは、委員の皆様へは、将来推計データから小中学校がどのようになるのか等、分かり易くするために、枠組みなどの資料を作成しております。今回についても、議題（3）以降については、枠組みなどの資料を作成していることから、審議（3）以降については非公開として協議を進めたいと考えております。非公開とすれば、傍聴者の方は退出いただくこととなります。

また、資料については、非公開となりますのでホームページへの掲載はせず、要約した議事録のみをホームページに掲載します。

資料は答申まで公開はしないとしますが、答申後はどのような過程で答申にいたったかなど分かるように、今回の資料など答申後に公開しようと考えておりますので委員の皆様ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で議題（1）の会議の公開についての説明を終わります。

会議の公開についての説明が終わりました。

委員名簿は今までも情報公開条例により公開はしておらず、答申後に令和3年度と4年度の委員名簿を公表するとのことです。

また、昨年度までの第8回までの資料は要約した議事録と併せて全て公開としておりましたが、三豊市情報公開条例第7条非公開情報(3)にある、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意見決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとして、今後の審議については、非公開で進めるとの事でした。資料についても非公開として公開せず要約した議事録のみを公開とするとのことですが、資料は答申後にホームページなどで公開するとの説明でした。

昨年度の会の資料をそのまま全て公開したことにより、市民の皆様にも混乱が生じた部分も実際のところあったようです。事務局から説明のあったとおり、議題（3）からについては非公開として進めるとの事ですが、委員の皆様よろしいでしょうか。

前回の、公開後の混乱というのはどういったものだったのでしょうか。非公開にするかということを決めるにあたり、そのあたりを少し、説明してほしいのですが。

ありがとうございます。第6回の資料で、統合の枠組みや生徒数の下限に至った学校、どこがどういうふうになったのかということをおホームページ等で公開させていただいております。その表のみを見られて、30年後に中学校は市内で2校になりますという情報が、先ずもって先走ってしまったのかなと感じております。そうい

A委員

事務局

うことで、枠組みはこれで決定ということですかというご意見もいただきました。地域の方々に、ご意見をいただきながら、再編整備を進めて行くべきですが、地域の意見を聞かずに決定しても良いのですかという意見もいただきました。そういったことを伺い、市民から勘違いをされてもいけませんので、答申を行った後に、こういった会議資料を公開させていただきたいと思っておる次第です。

他にご意見ございますか。

公開によって、色々なご意見やご質問が出てきてですね、審議に影響が出そうになったということがあったようです。その点については、少し慎重にやっていきたいということでした。よろしいでしょうか。では、そのようにしたいと思います。

それでは（３）からの審議は非公開として進めます。

委員長

次に（２）令和３年度三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会についてですが、昨年度の会の内容の説明となり報告事項になるかと思いますが、事務局説明をお願いします。

事務局

失礼いたします。令和３年度三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会について説明させていただきます。議題２の令和３年度三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会について説明させていただきます。資料１８ページをお開きください。資料は、昨年度開催した三豊市立学校適正規模適正配置検討委員会の開催日時と議題を一覧表にしたものとなります。令和３年７月９日(木)に三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例により、検討委員会を設置し、教育委員会からの諮問に対し、計８回の検討委員会を開催いたしました。検討協議内容については、平成２３年３月に前検討委員会が出した答申を検証するなど、現地視察や、将来推計データを活用して、中学校を重点に協議検討することとしています。委員の皆様へは昨年度開催した同検討委員会の第１回から第８回までの資料と結果についてお渡しさせていただいておりますので、内容などの詳細説明については割愛させていただきます。第５回では具体的な取り組み方として、小規模校の下限数を下回った小学校中学校について、いつどのように統合するのかを分かり易くするために表にして協議検討いたしました。第７回では答申書（案）を作成しパブリックコメントを実施するとしておりましたが、要綱改正していたことから、パブリックコメントを中止し、答申については、次年度に教育委員会へ提出することとして、令和４年度に継続審議となりました。主な協議内容などについては１９、２０ページに一部

委員長

に記載しておりますが、議題3の答申に向けた検討内容で説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上簡単ですが、議題2の三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会についての説明を終わります

事務局から昨年度の検討委員会での検討内容や結果などについての説明でした。内容の報告となりますので、この件についてはよろしいでしょうか。ご質問ありましたら、お願いします。8回に渡っての審議を、事前に皆さまにお配りしておるとのことです。

それでは次に進みます。

次に議事3に入る前に先ほど非公開とするとして決定しましたので、傍聴者の方は会場から退出をお願いします。

それでは、議事(3)答申に向けた検討内容について事務局説明をお願いします。

議題3答申に向けた答申内容について説明させていただきます。

資料の19ページをお願いします。1は諮問内容を記載していますが、三豊市立学校適正規模適正配置検討委員会を令和3年7月29日に設置し、三豊市教育委員会からの諮問に応じ、答申するため、昨年度計8回会を開催しております。平成23年3月に前検討委員会が三豊市教育委員会へ提出した答申の内容を尊重しながら、子どもたちの将来を考え、三豊市の小中学校の適正規模適正配置について協議検討してきました。前回の答申内容や将来推計データを活用するなどし、中学校を重点として検証を行いました。

事務局

まず、1)学校規模や小規模校の下限や、通学距離ですが①の小中学校の望ましい学校規模数としては、小学校は全校12~18学級1学年当たり2~3学級とし、中学校は全校9~18学級として1学年あたり3~6学級としています。国が示す適正な学校規模の条件としては12学級~18学級までであることと示されております。

②の小規模校の下限としては、小学校は1学年1学級各学年20人程度全校120人以上とし、中学校は1学年2学級各学年60人程度全校180人以上としており、下限数を下回った学校は統合に向けて協議する事とし、③の通学距離等、小学校はおおむね2.5km以上の児童、中学校はおおむね6.0km以上となる生徒についてはスクールバスなどの通学支援策を講じるとし、通学時間は小中学校ともおおむね1時間以内としています。国の示す適正な規模の条件としては小学校にあつてはおおむね4.0km以内、中学校にあつてはおおむね6km以内であることと規定されています。



2) 学校等再編の取組み等についてですが、小中学校共通として、小規模校や統合予定校は、小小や中中連携の取組みを検討し実施すること。また、適正規模内の学校においても、児童生徒数にとらわれず、施設の経過年数を踏まえ、児童生徒の学習環境を一番に考えたうえで統合を検討することとし、次に統合する場合の学校については、児童生徒数や児童生徒の環境に配慮した施設とし、既存の施設を利用して改築するか増築するか又は新築するかについては、LCCを含めた費用を算出し、比較検討して決定することとしています。第5回資料に三豊市立学校施設の状況などを記載しておりますが、三豊市学校施設長寿命化計画では、今後新規に建設するものに関しては、20年ごとに大規模改修や長寿命化改修をし、目標使用年限を80年としています。また、今後30年間のうちに統廃合の可能性が検討される場合には、統廃合を見据えた改修内容を検討するものとしています。次の20ページをお願いします。②小学校の再編の取組みなどですが、前回の答申を踏まえ原則旧町に1校とするが、中長期視点までの児童数が、適正規模学級以上の場合は旧町に2校とする。下限以下の児童数で複式学級を有する小学校は、早急に旧町内にある近隣小学校との統合を検討する。複式学級を有しない下限以下の児童数の小学校は、地域の実情を踏まえ旧町内の近隣小学校と統合を検討する。次の小小連携教育は共通事項にも記載してあるとおりです。

3) 計画期間、見直し期間、統合期間の目安ですが、令和4年度から30年後を見据えたものとし、見直し期間は、答申後に教育委員会が策定する基本計画は10年ごとに教育委員会に置いて見直しを実施するが、予測した児童生徒数が大幅に増減した場合や、社会情勢、地域情勢の変化によっては、適正規模・適正配置について第3者の意見を聞きながら再度検討することとし、統合期間の目安は統合までに3年から7年としています。3の諮問(2)の就学前教育・保育環境については、三豊市就学前教育保育総合計画を尊重することとしています。ここまでのについては、令和3年度に協議した主な内容となり、答申に記載するような項目であると考えています。次に、4の中学校の適正規模や適正配置については、下限数以下の中学校は近隣の中学校と統合に向けて協議していくこととし、将来推計により30年後を見据えた生徒数によって近隣の中学校と統合すると図などによりお示ししましたが、地域性を考慮するなど、生徒の通学距離を踏まえ、再度近隣中学校と統合枠について検討しま

す。三豊中学校については、三豊市観音寺市学校組合であることから、令和3年度では通学している三豊市山本町の生徒数のみで推計し、統合校の枠組みから除外して、組合立とするか三豊市立中学校とするかは、観音寺市との協議によるとしておりました。しかしながら三豊市の適正規模を検討するのであれば、組合立ではあるものの、山本町の生徒が通学していることから、協議によるとするのではなく、三豊中学校との統合も視野に入れ本検討委員会で検討する必要があると考えます。なお、将来推計ではどのようになるか予測できないため、現時点で下限数を下回っている仁尾町の仁尾中学校と財田町の和光中学校について、近隣の中学校と統合した場合の通学距離を図に示し協議検討するとして、資料1-1 1-2を次のページに添付しています。

21ページの資料1-1をご覧ください。仁尾中学校と近隣の詫間中学校、三野津中学校の3校となりますが、各中学校を中心とした半径6.0kmの範囲を色ごとに図示しています。赤が詫間中学校、水色が三野津中学校、黄色が仁尾中学校となります。半径6.0km以上は通学支援策を講じるとしていることから、6.0kmより外枠の地域が、通学支援策が必要となります。詫間中学校仁尾町の生徒が詫間中学校へ通学する場合は詫間中学校を中心とした半径6.0kmの外枠、南側の赤く塗りつぶした地域が外側となり、通学支援策が必要となります。次の水色の三野津中学校ですが、仁尾町の生徒が三野津中学校へ通学した場合は、北側の青く塗りつぶした地域と南側の赤色と重なった外枠が青色で仲が黒っぽくなっているところが、通学支援策が必要な地域となります。また、仁尾中学校からの距離とはなりますが、主要道路の距離を計測した場合、詫間中学校へ通学するほうが、三野津中学校へ通学するより約1.1km近くなる結果となっています。

次の22ページをお願いします。財田の和光中学校と近隣の三豊中学校、豊中中学校、高瀬中学校の4校となり、各中学校を中心とした半径6.0の範囲を色ごとに図示しています。青色が高瀬中学校、緑色が豊中中学校、オレンジ色が三豊中学校、紫色が和光中学校となります。先程21ページと同じですが、半径6.0km以上は通学支援策を講じることから、半径6.0kmより外枠の地域が、通学支援策が必要となります。和光中学校の財田町の生徒が高瀬中学校へ通学する場合は半径6.0内に重なる財田町地域が無い為、財田町全域が、通学支援策が必要となります。豊中中学校より財田寄りの三豊

中学校へ財田町の生徒が通学する場合は、三豊中学校を中心とした半径 6.0 k m の内枠、オレンジ色に塗りつぶした地域が内側となり、通学支援策対象外の地域となります。通学支援策が不要な半径 6.0 k m 内の地域すなわち、自転車通学が可能な地域となります。各学校の中心から半径 6.0 k m を図示し、通学支援策が必要な地域や通学支援策不要な地域を色分けして区分しました。次の 2 3 ページをお願いします。統合期間の目安(案)となりますが、第 6 回で統合期間の目安の資料を記載しており、その資料を基に下限数を下回った学校や施設の年数経過などから、いつどのように統合するのかなどの一覧表を作成しました。今回は、新型コロナウイルス感染症などの影響を考慮し統合期間を 2 年延長したものとなります。一番下が大規模な改修が伴わないもので、統合までに 5 年、一番長い新設統合による新築の場合で統合までに 9 年としております。以前の資料では統合までに 3 年～ 7 年としておりました。コロナの影響などを考慮し、2 年間延長したものとなります。最後の 2 4 ページをお開きください。先程の統合期間の目安の年数を基に、小学校中学校ごとに校区分けし、下限数を下回った学校が近隣の学校と統合する場合を一覧表にしています。小学校は下限の 1 2 0 人を切った学校が旧町内にある近隣の小学校と統合した場合となります。1 2 0 人を切れば地域などと協議し、薄緑が連携教育の機関となり青色が統合した年を表記しています。中学校は下限の 1 8 0 人を切った学校が近隣の中学校と統合した場合を色分けしています。第 6 回では 1 期を 5 年周期で分けて表記し、1 9 ページの再編の取組みとして小中共同事項で記載している、適正規模内の学校においても、児童生徒数にとらわれず、施設の経過年数を踏まえ、児童生徒の学習環境を一番に考えた上で統合を検討することとしていることから、中学校は下限数である学校及び学校施設の経過年数として築 6 0 年が経過する年に近隣と統合するような計画としていたことから 3 0 年後は 2 校と表記しておりました。今回の表については、下限数以下となった中学校のみを近隣中学校と統合すると表記しています。今回の表で第 2 期と表記している令和 1 5 年に豊中中学校が築 6 0 年、令和 1 9 年に三豊中学校が築 6 0 年となり、第 3 期と表記している令和 2 8 年に詫間中学校が築 6 0 年となりますが、ここでは施設の経過年数によって近隣中学校と統合する表記にはしていません。

よって第 2 期第 3 期での中学校数は 4 校となっておりますが、施

設経過年数など施設や生徒の学習環境によって統合を検討し統合した場合は、将来構想である第2期第3期では、4校以下となっている場合もあるということになります。

第6回の会では下限数となった学校や、下限数ではないが施設の経過年数により統合する表記にしておりましたが、今回は下限数となった学校がいつどのようになるのかを表記しています。また、三豊中学校は山本町の生徒数のみの将来推計数でありましたが、今回は観音寺市に豊田地域と一ノ谷地域の出生数や小学校の入学予定者数などの資料をいただき、同じ条件で算出し観音寺市の豊田地域と一ノ谷地域、三豊市の山本町の生徒数を合計したものを表に記載しています。

以上で議題3答申に向けた検討内容についての説明を終わります。

ありがとうございました。事務局からの説明が終了しましたが、答申に向けた検討内容とのことでしたが、諮問内容と昨年度協議した内容となり、学級規模や小規模校の下限、通学距離再編の取り組みを19、20ページに記載しており、諮問の(2)の就学前教育・保育環境については三豊市就学前教育・保育総合計画を尊重することとしています。前回答申内容を検証しながら、推計データや文科省などの資料や現地視察、学校への教員関係のアンケート結果などから、小中学校の学級規模や小規模校の下限、通学距離などを協議し掲載しています。昨年度は中学校の枠組みなどを推計データから具体的に表示した資料で協議しましたが、分かり易くするために作成した資料でしたが、公表したために市民の皆様にご迷惑を生じさせたような部分もありました。また、三豊中学校は組合立のことから、枠組みから除外し、三豊市山本町の児童生徒数のみを掲載し、組合立学校については、観音寺市と協議によると表示しておりました。その部分についても混乱を招いたのではないかと考えています。資料は委員の皆様へ分かり易くするために作成しておりますが、この適正配置検討委員会で枠組みを決定する訳ではありません。子どもたちの教育環境を第一に考え、学校の適正規模や適正配置を検討するものです。19ページにある学級規模や小規模校の下限、通学距離などを考え、再編整備するうえで2)にあるような取り組みをするべきではないかと検討するという事です。このようなことから、組合立である三豊中学校においても三豊市の生徒が通学している事から、通学距離を示し、観音寺市の豊田地区、一ノ谷地区の出生数データ等を観音寺市からもらい、昨年度と同条件に

よって将来の生徒数を最終ページの表に記載しています。答申には具体的枠組みや今までの資料を抽出して掲載するのではなく、19、20ページに記載している、望ましい学校規模数や通学距離などを掲載すべきではないかと考えます。三豊市観音寺市学校組合立三豊中学校に関しては財田地域の生徒が通うのであれば、通学距離からすれば、三豊中学校へ通うのがいいのではないかと考えますが、先程も言ったように検討委員会で枠組みを決めるわけではありません。しかしながら、三豊市と組合立では組織が同じようで違うことから、記載するのであれば、三豊中学校は組合立であるため、観音寺市教育委員会との速やかな協議が必要であると記載してもいいのではないかと考えます。また、答申後に、三豊市教育委員会が策定する基本方針は、答申書や適正規模・適正配置検討委員会での議論を参考にし、策定前にパブリックコメントを実施するなどして、基本方針を策定すること、なお、策定した基本方針に基づき、市内小中学校の再編整備を進めること等を記載してもいいと考えます。具体的な枠組みなどについては、基本方針で取り決めると思われますが、最終ページにある具体的な枠組みはあくまで参考となります。以上をふまえ、最終の答申（案）を作成していきたいと考えておりますので、委員の皆様よろしくお願いいたします。

ここまでで、委員の皆様、ご意見等何かございますでしょうか。かなりの情報量となってしまいましたが、答申をどのようにまとめていくかということについて、基本的な答申、19ページにあるような、望ましい学級規模数、下限をどうするか、通学距離というところは、当然含めるべきと思います。また、統合に向けてどのような準備を進めて行くかということもあります。小学校は踏み込んで書いていますが、中学校については、特に三豊中学校の問題があり、書きづらい部分もあるということだと思います。次回に、答申案を確認していただくということになるかと思いますが、資料としてもまとめている部分についても、答申案にどのように反映させるかということが、その際の課題になると思います。さらにですね、答申後については、パブリックコメントを実施、検討委員会の協議内容と合わせて、三豊市教育委員会が基本方針を策定するという流れでどうかということで、お伺いをしている段階であります。

小学校ですが、仁尾町は、地元との協議の進捗はどうなんでしょうか。

曾保小学校についてのご質問かと思えます。前回答申でも、近隣

A委員

事務局

委員長

C委員

の小学校と統合に向けてということで、地域との協議を進めるということですが、統合はまだしておりません。地域との話し合いを継続しているところです。

答申は、10年ごとに見直すということで、統廃合の計画について、どのような見直しをかけるのかということが、この審議の主題であると思います。今後10年に向けて、どう考えていくべきかということ、検討委員会として、教育委員会に答申を出し、それを参考にしながら、市民の意見も聞きながら、基本方針を策定していただき、それに基づいて各地域で具体的に統合に向けた協議を進めるということになると思います。地元によっては、反対の声もあり、進んでいないところもあるという事実は、間違いなくあると思います。地域の同意を得ながらということもあり、方針が、どこまでの効力、強制力があるのかということは、お感じになられる部分もあるかもしれません。

実は私、三豊中学校区の観音寺市に居住しておりまして、そもそも学校組合立ができた経緯、沿革まで詳しく理解しているわけではないのですが、観音寺市でありながら、組合立中学校に通う豊田、一の谷地区は、今後存続するのか見直すのかというのは、考えるべき時期だと感じます。私自身は、組合立の校区だったので、何も疑問を持たずに入学しましたが、メリットがないとは言いませんが、観音寺市でありながら、そこへ通う、その中には山本町、三豊市の子どもたちも一緒に通っているという整合性であるとか、異論問題があるので、三豊市として適正規模・適正配置を検討されるにあたり、組合立学校の維持存続の是非というのは、重要なのではないかなと思っています。これは、正確な話かどうか確証がないのですが、平成の大合併も経て、観音寺中部中学校の改築をした際に、中部中に豊田・一の谷の生徒を受け入れられるようにという検討をし設計もしたんだということを聞いたことがあります。全国的にも、学校組合立というのは少なく、いつまでもこれを存続させるのかというのは、観音寺市と、どう協議を進めて行かれるのかというのは気になるところです。当然、存続するのであれば、現状のとおり、三豊市につながりが深い、三豊市7校のうちのひとつとして見ながら、中学校適正配置を考えるのが筋かなと思います。しかし、私個人的にはですね、三豊市は三豊市の子どもたち、観音寺市は観音寺市の子どもたちを、それぞれ市の教育方針でもって、学校教育をしていくべきではないかとは思っています。

昨年度、この検討委員会が始まりまして、観音寺市教育委員会とも話をする機会を持ちました。今後、正式には学校組合としての議会と教育委員会もございますので、そちらへも諮っていきながら、検討してまいりたいと考えますが、協議としては、すでに着手し、今後も定期的に行っていこうと思っております。しかし、まだ、結論までは至っておりません。

和光中学校も元は、学校組合立でしたよね。

十鳥課長

委員さんのおっしゃる通りで、元々は組合立として開校し、その後解散したという経緯を、私も今回の検討に関わる中で、聞きました。校名についても、東京にある和光という私学の名前からとられている、歴史ある学校であるということを勉強させていただきました。今後、その前例も調べながら、三豊中学校をどうしていくのかを検討してまいりたいと思います。

B委員  
十鳥課長

観音寺市も特有の事情があり、生徒数も地区によって大きな差が出ています。そこで、昭和町・坂本町は自由校区制をとっています。中部中学校は、市内で今は一番大きな学校で、生徒数がアンバランスになっている、そこで、大野原中と豊浜中の統合で大豊中学校という新設校の計画があったけど消えていったというのもまことしやかに聞いています。やはり、合併前の町単位の意識、結びつきというのが強く、実現はしなかったようですが、やはり、観音寺市と十分に協議をされて、三豊市、観音寺市がそれぞれで学校配置を適正化していくというほうが、将来的には望ましいのではないかと思います。この地区の住民として三豊中に通い、また教育に携わっている者の実感として、三豊市が行っていて観音寺市が行っておらず、そのため豊田・一の谷の生徒だから、三豊中に通っていたから三豊市の恩恵を受けられたということもあれば、制度的にこういうところは他の観音寺市の中学校とは違うんだなと感じたこともあります。住民としては、どちらが良いのかは、一概に言えないところだと思いますが、私個人的には、そこは切り離して、それぞれの市の施策で、それぞれの市の子どもたちを教育していく方が、良いと思います。そして、移行段階では、観音寺市のような自由校区制というのも選択肢としてはあるのかなと思いました。他の地区の統合の際もあてはまるかもしれませんが、保護者なり個人の選択によるのなら、統合で、手厚く市が通学支援をしなければならぬという縛りも幾分か薄れるかもしれません。

C委員

貴重なご意見ありがとうございます。それと、自由校区制のご提

十鳥課長

案ですが、これも基本方針を練る際に、一つの方策として、検討してまいりたいと思います。

ありがとうございます。他にご意見等いかがですか。まだ、具体的な答申案が出ておりませんので、観音寺市と結論づけた協議までを終えて、答申を出せたらはつきりするとは思いますが、三豊市が先に、適正配置の検討を始めているという状況、和光中学校が下限を下廻っている、これをどこと統合して適正規模にすべきかという課題などを考えていくと、どのような案があるかということは、ご意見をいただきながら、まとめていきたいと思っています。

委員長

他にはございませんでしょうか。大卒の、基準の児童生徒数でありますとか、総論的には、おそらく問題はないかと思いますが、具体的には建物は築年数、市は財政的な問題もあり、どうなるのかとなれば、計画通りいかないことも出てまいります。しかし、あくまで、検討委員会として、一定の結論を出さないということは事実かと思っています。よろしいでしょうか。それでは、ご意見いただきましてありがとうございます。答申に向けての検討内容（適正規模・適正配置）については、ここまでとしたいと思っています。

それでは、議事（3）を終了し、（4）次回検討委員会の日程についてとなります。時期や会場の都合など事務局説明をお願いします。

事務局

次回日程ですが、今回の資料などを踏まえ、具体的な枠組みや今までの資料を記載した答申ではなく、19ページや20ページに記載しているようなものを取り入れ、答申(案)を作成し、委員の皆様を検討いただきたいと思います。資料の作成などにお時間をいただきますが、今月は議会がありますので、10月初旬から中旬頃に会を開催したいと考えています。時間は、本日と同じか、それ以降の午後、に開催とし、日程については、会場の状況などを踏まえ、後日各委員さんに連絡し調整させていただきたいと思っていますので、委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

今回は10月初旬から中旬の午後を開催するとして、後日各委員さんに日程を調整するとのことです。委員の皆様よろしいでしょうか。以上をもちまして、本日の議題を終了し、その他に移ります。事務局から何かありますか。

ございません。

なければ、その他を終了し、第9回検討委員会を終了いたします。



委員長

事務局

委員長

皆さんお疲れさまでした。